

公益財団法人新しき村

令和 7 年度 事業計画 (令和 7 年 5 月 1 日～令和 8 年 4 月 30 日)

第 1 公益認定後の基本方針

1. 村の創設と自活

武者小路実篤が開いた理想郷を目指した共同体である「新しき村」は、大正 7 年に宮崎県木城町の山間部を開拓して、一定の労働をすれば誰もが衣食住が平等に保証されるという人間らしい生活の場としてスタートしました。

その後、ダム建設で主な農地が沈むことにより、昭和 14 年に現在の場所（埼玉県入間郡毛呂山町）に本拠地を移しました。

1945 年（昭和 20 年）には、村内会員として野井一家 8 人のみになり、昭和 21 年渡辺貫二とその妻と根津忠男一家が入村し、当法人の基礎づくりが始まりました。

その中でも渡辺貫二是、村を経営する上で中心的な役割を果たし、昭和 28 年から養鶏を開始し、1958 年（昭和 33 年）には、2,542 羽となり、村は、この年から自活できました（この時の村内会員 14 名）。

村創設以来自活できるまで 40 年かかり、その間、実篤が財政面で全面的に支え、村外会員からの寄附等もありました。

2. 自活から公益法人法の改正まで

村が自活し、その後、村内会員が 61 名（1980 年・昭和 55 年）になり、（1983 年・昭和 58 年）総収入が、最高額で金 3 億 349 万円になった年もありました。

村の経営が軌道に乗り、村の財産が大きく増大したのは、渡辺貫二が、実質的な理事長（1988 年・昭和 63 年 10 月から 1994 年・平成 6 年迄理事長）として企画し、運営して来た功績によるものである。

以来、多くの村民が入村、離村を繰り返しながら村民の努力、そして村外会員の温かい支援により自活し、平成 20 年までの 50 年間自活してきました。

3. 公益法人法の制定

2008年12月（平成20年）公益法人法の施行により、公益財団法人になるか一般財団法人に移行するのかを選択する必要に迫られました。このことは、非常に難しい問題であるので、公益コンサル業務を行っている税理士と2007年2月5日契約して指導を受けることにしました。

税理士は、村の現状は公益というより共益に近いので、公益法人への移行は困難といわれました。

共益とは、参加メンバーのために運営し、メンバーの利益になるために活動していることです。

新しき村の活動は、外部から見ると、主に村内会員、村外会員の利益のために、活動している団体と見られ、税理士は、この点から公益法人化は難しいとアドバイスしたものと思われます。税理士のこの点についてのアドバイスは、決して間違ったものではないと思います。

また公益法人から一般財団法人へ移行する際、「移行後新しき村の会計では、これまで貯えてきた資産を、収益事業（生産費及び生活関連費）として支出できなくなる。」ので対策をした方がよいとのアドバイスをしました。そこで、それまで村友会として積立てていた老後のための「老齢年金」と子供のための「教育基金」として積立てた資金を村友会から村に寄付した約3,512万円を村友会に移しました。

村は、一般法人移行後毎年赤字であり、赤字分を村友会の積立金から寄附して補充して運営してきました。

4. 太陽光発電買取保証期間満了に伴う検討

村は2010年（平成22年）村内会員15人、収益事業4,357万円あるとき、新たな事業として太陽光発電事業を行うこととし、発電装置として第1期工事8,600万円（平成22年）。追加工事として6,500万円合計1億5,100万円を投資しました。

一般財団法人移行後毎年赤字が続き収益事業の大きな柱である太陽光発電の売電収入が売電価格が発電開始後10年間高額買取保証がありましたが、10年経過後大幅に減額となり村の継続について検討することになり、村外会員で大学教授浅岡伴夫さんに経営分析を依頼しました。

浅岡さんは、過去 10 年分の村の財務資料や村友会の会計資料を数カ月かけて検討・分析した結果に基づき意見書を村に提出しました。

この意見書では、村は、村友会の預金残高が 2025 年前半には 0 円になる可能性がある。そうなる前に講じる方策として①新村堂などの不動産を順次売却してその分を赤字の補填に使う。②1,000 万円規模の収益事業を立ち上げる。③村友会の預貯金が残っている間に法人を解散し、村友会の預貯金を適宜分配して、村友会員がそれぞれの道を歩むという、現実を直視するとこの方向を検討する必要があるという提案でした。村の預金残高が減額することについての検証は、村が依頼した公認会計士からも同様の意見が出されました。

そこで、この意見に関して村の中で検討し、当法人は、実篤他各人の村内会員・村外会員の努力により残された村の財産を売却しないで事業継続する方法を選択し、理事会・評議員会において全員一致で寄附を集める方法で法人を維持するため公益認定を取得する方法をとることが提案され、その方式で進むことにしました。

現在、村内会員は 3 名に減りましたが、村外会員他多くのボランティアの人の協力を得て村の施設の維持等を行っています。

4. 公益認定取得と今後の取組

当法人は、令和 4 年 5 月 27 日埼玉県に対して公益認定を申請し、認可が下りないのでこれを取下げ、令和 6 年 8 月 28 日付で内閣府に公益認定を申請し、本年 3 月 31 日に内閣総理大臣から公益法人として認可されました。

公益認定を申請して 2 年 10 カ月かかった例は、恐らく、わが国で初めてのことであり、その原因として考えられるのは、行政庁の公益認定の審査方法に最大の問題があります。

しかし、当法人においても、これまで法人組織としてガバナンスが守られないことが原因で、認定作業が遅れた原因の一つであり、当法人として大いに反省する必要があります。

100 年以上続いた組織の経営が行き詰まり、4 年前の

理事会、評議員会で、当法人の資産を売却し、事業を縮小して事業継続を図る案が検討されたのは、当法人が組織として延命する方法としては正しい選択の一つであったと思います。

しかし、当法人は、実篤他各人の村内会員・村外会員の努力により残された村の財産を売却しないで事業継続する方法を選択し、理事会・評議員会において全員一致で寄附を集めることで法人を維持するため公益認定を取得することにし本年3月31日公益認定書が内閣総理大臣から交付されました。

当法人が公益認定を受けたとき、内閣府から以下のような指導を受けました。

「公益認定を受けた法人は、公益性を担保し、社会からの信頼を得るために、その事業運営において高い透明性と健全性が求められます。内部規程は、組織の意思決定プロセス、業務執行、会計処理などを明確化し、組織運営を円滑に行うためにルールを定めるものであり、内部規程を整備しこれを遵守することで、組織全体のコンプライアンス意識を高め、不正行為の発生を抑制することができます。加えて、内部規程は、単に法令順守を目的とするだけでなく、組織文化の醸成や組織運営の効率化にも役立ちます。

内閣府から上記の指導を受けたことから、当法人において本年度から下記の規程を作り、新たに公益法人としてルールに従った運営をしたいと思います。

- (1) 倫理規定・(2)業務執行基本規程・(3)寄附金等取扱規程・(4)理事会運営規則・(5)評議員会運営規則・(6)情報公開規程・(7)事務局規程・(8)機関誌発行規則。

2. 事業計画

(1) ①土地・施設維持管理環境及び自然整備事業

村の土地施設の維持管理・環境及び自然整備は、これまでの状況を維持しつつさらに改善を加える。そのためには、村内会員・村外会員・ボランティアの力を中心にこの事業を行うこととし、必要があるときは専門家に依頼して行う。

②村の環境整備を進める。

村の敷地内にある住宅と田畠、山林を、保存、手入れ等に分類した「整備計画書」を策定し、計画的に整備を進めていきます。

本年度は、村の建物のうち環境整備に必要と思われる建物を修理するため修繕費として1,000万円の予算を計上しました。

(2) 美術館・生活館運営事業

今年度は公益法人化したこと記念して以下のことを行う。

① ハガキ・色紙等を増やす

② 調布の武者小路実篤記念館と連携をとり、美術館運営について指導してもらう。

(3) 機関誌の発行

令和5年度からカラー化して写真が多く見やすくなり、実篤や新しき村を紹介する内容が多く掲載され当法人の機関誌として新しいスタートを切りました。

本年度も機関誌「新しき村」を、60頁～80頁くらいの頁数で4回（1月・4月・7月・10月）発行します。

尚、機関誌は公益法人としての機関誌であるので、会員からの投稿はできるだけ「新しき村の精神」に関連する内容を多くする必要があります。

3. 公益認定後の課題・構想

当法人が公益認定を受けた第1年目として、本年度は以下のことに取り組みます。

(1) 懸賞論文の募集

村が公益法人となったとしても村を長期にわたって存続させるためには新しい事業を立ち上げる必要があります。

公益認定取得を機に、武者小路実篤の開村の理念を生かしながら、村をどのように再生するかについての具体的な計画案を懸賞論文として、有識者や専門家のみならず、広く一般の人々（村内会員・村外会員も含む）から募集することとし、この論文を懸賞論文審査委員依頼専門家及び村内会員・村外会員の意見を含め

て検討し最も優秀な案を採用し村の再生につなげたいと考えています。

村の土地は市衛化調整区域にあるため、土地上に建物を建築し、土地を開発するとき諸々の制限があり容易ではない。また、村の土地には下水道本管が敷設されておらず、大型開発をするためには、インフラ整備に相当額の費用がかかります。

このような難問があるので、コンサルタント会社に依頼して調査する方法が多くの場合とられていますが、この方法を取ると、コンサルフィーが多額にかかり、必ずしも当法人の希望する内容のものが出来ないことがあります。そこで、懸賞論文に応募してもらい、前記の通り新しき村の精神を尊重したうえ、村全体を総合的に開発するための提案をするためには、都市開発や農業、教育、高齢者問題、観光事業等について知識が必要であることからグループによる応募も可とします。

また事業計画を具体化するための収支計画等を検証する必要があり、相当の時間を要します。

村にとって、このような重要なことについて提案を受ける懸賞論文の応募に対しては、相当額の賞金が必要であると考え、賞金の金額を最優秀である武者小路実篤大賞1名300万円、優秀賞1名100万円、佳作若干名30万円とします。

(2) 実篤名言碑と案内板の設置

当法人は、公益認定取得し、これから当法人の存在と村の活動内容を日本全国に発信する必要があります。そのために、当法人は、毛呂山町・埼玉県の宝であると言われている存在であることから、これを多くの人に知ってもらうため、武州長瀬駅前にある毛呂山町有地の一部をお借りして実篤の名言碑と新しき村の案内板を設置したいと思います。

(3) クラウドファンディングによる寄付金の募集

上記(1)(2)の事業を進めるには資金が必要であり、当法人が公益法人になったのでインターネットを通じて新しき村と新しき村の精神を全国の人に発信して、

クラウドファンディングの方式を使って寄付金を集めたいと思います。

クラウドファンディングは寄付金を集める方法として、毛呂山町にお願いして「ふるさと納税企業版」と業者に委託する2つの方法があり、4,000万円を集めるためにこの2つの方法を採用して寄付金を集めたいと思います。これまで、これらの方法で寄附金を集めめた団体の例を参考に寄付金目標額金額を4,000万円とします。

3. 村の年間行事

公益法人化により事務局の組織体制が整いましたので、今年度も昨年以上に下記の事業に重点を置いて取り組んでいきます。

地域に開かれた村の姿を、多くの住民に知って頂くための事業を実施する。(ホタル観賞会、創立記念祭、農産物収穫祭、個人・団体の作品展示会など)

以上